

事務連絡
令和6年1月19日

各都道府県 情報政策担当部（局）・衛生主管部（局） 御中
各市区町村 情報政策担当部（局）・衛生主管部（局） 御中

デジタル庁国民向けサービスグループ（VRS 担当）
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和6年度以降のワクチン接種記録システム（VRS）の対応等について

新型コロナワクチンの接種につきましては、「令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種について」（令和5年11月22日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）でお知らせしたとおり、特例臨時接種としての取扱いを令和5年度末で終了することとし、令和6年度以降は新型コロナウイルス感染症を予防接種法（昭和23年法律第68号）のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施する予定です。

これに伴い、令和6年度以降のワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）の対応や接種記録の取扱い等について、下記のとおりとしますので、十分御了知いただくとともに、関係機関等に周知をお願いいたします。

記

（1）VRSの機能について

VRSの機能のうち、令和6年度に継続する機能及び廃止する（VRSに搭載しない）機能は、以下のとおりとする。

【継続する機能】

- ・令和5年度以前の接種に係る接種記録の登録及び修正
- ・自治体によるVRSからの接種記録の出力及び閲覧
- ・自治体窓口における新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）の紙による発行（※1）

【廃止する（VRSに搭載しない）機能】

- ・令和6年度以降の接種に係る接種記録の登録
- ・マイナンバーを用いた他自治体への接種記録の照会
- ・コンビニのキオスク端末における接種証明書の発行（※2）
- ・接種証明書アプリのインストールや同アプリによる接種証明書の新規発行（※2）

※1 令和5年度以前の接種に係る接種記録についての接種証明書を発行するものであり、令和6年度以降の接種に係る接種記録についての接種証明書は発行できない

い。

現在、国内の行政上の手続において接種証明書を活用する場面はなく、海外においても渡航時に接種証明書が必要な国は極めて少ない状況にあるが、令和5年度以前の接種証明書を求められた場合は、自治体側でVRSの接種証明書発行機能を用いるなどして対応されたい。

※2 コンビニのキオスク端末及び接種証明書アプリでの接種証明書の発行については、令和6年3月31日をもってサービスを停止することとしている。今後準備ができ次第、同アプリやWeb上で利用者等にその旨周知する予定である。詳細については別途追ってお示しする。

なお、接種証明書アプリについては、現在の接種証明書が必要な場合、令和6年3月31日まではアプリ上の機能である「この証明書を画像として保存」等により保存することで対応可能である。

(2) VRSに関連するその他の留意事項

①接種券について

新型コロナワクチンの令和6年度以降の定期接種において、接種券の送付の有無や送付する場合の様式については、これまでの各自治体における定期接種B類（高齢者インフルエンザワクチン接種など）の対応を参考に、各自治体において判断されたい。

②接種証明書の発行手数料等について

令和5年度以前に特例臨時接種として実施した新型コロナワクチン接種については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和5年厚生労働省令第32号）附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第2条の規定による改正前の予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）附則第18条の2に基づき、接種証明書を発行することとなる。

当該接種証明書の発行に伴う手数料については、令和5年度までは全国一律で無料としているが、令和6年度以降は、各自治体において、手数料徴収の可否を判断されたい。

また、令和6年度以降に定期接種として実施した新型コロナワクチン接種については、これまでの定期接種と同様に、予防接種法施行規則第4条第1項に基づき、予防接種済証を発行されたい。

③VRSにおける接種記録の取扱いについて

令和5年度以前の接種記録については、当分の間、引き続きVRSにおいて保存・管理するため、VRSを予防接種法上の予防接種台帳として取り扱っている自治体においては、引き続き同様の取扱いが可能である。

なお、現在、厚生労働省において予防接種事務のデジタル化を検討しているところであ

り、その一環として、VRS に保存・管理されている接種記録については、新たに構築予定のシステムに移管することを検討している。このため、VRS を予防接種台帳として取り扱っていない自治体においても、VRS に保存・管理されている令和5年度以前の接種記録について、その正確性の確保に引き続き取り組まれない。

④タブレット等の取扱いについて

令和5年度以前の接種記録の登録に用いるタブレットについては、令和6年4月30日をもってその運用を終了する。

タブレットと読取台は令和6年度以降順次回収することを予定しており、詳細は別途追ってお示しする。

⑤統計公表について

国において定期的に行っている新型コロナワクチン接種の統計に関する公表は、令和5年度末をもって終了とする。

ただし、各自治体の統計に関しては、令和6年度中はVRSの自治体別メニューで令和5年度以前のデータを排出できるので、必要に応じて活用されたい。

以上

連絡先

デジタル庁

国民向けサービスグループ(VRS 担当)

「デジタル庁 VRS 担当の体制縮小に伴う問合せの受付方法の変更について(その2)」(令和5年7月6日付けデジタル庁 国民向けサービスグループ(VRS 担当)事務連絡)に基づくお問い合わせをお願いいたします。

厚生労働省

健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

「厚生労働省健康局予防接種担当参事官室「自治体サポートチーム」の運用変更について(周知)」(令和5年3月29日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡)に基づくお問い合わせをお願いいたします。